総務省組織規則の一部を改正する省令案の概要

1　改正理由

防災庁設置法（令和８年法律第 61 号）及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和８年政令第 305 号）の施行に伴い、総務省組織規則（平成 13 年総務省令第１号）の一部を改正する。

2　改正内容

局名等	改正内容	改正条文
行政評価局 総務課 地方業務室	・地方業務室の所掌事務変更 ・読替規定の改正	【本則】 第18条第２項第１号イ 【附則】 第10条
管区行政評価局 総務行政相談部 管理官	・総務行政相談部及び管理官の所掌事務変更 ・読替規定の改正	【本則】 第225条第15号 第231条第１項第１号 【附則】 第16条、第17条
沖縄行政評価事務所 管理官	・管理官の所掌事務変更 ・読替規定の改正	【本則】 第269条の２第１項第１号 【附則】 第18条

3　公布日

令和８年 10 月 16 日

4　施行期日

令和８年 11 月２日（防災庁設置法の施行期日を定める政令（令和８年政令第 303 号）に準ずる）